魚種に被害が出たほか、瀬戸町足成や保内町磯津の港内では、生け簀の魚も死んでいる。

今度の大量死が表面化したのは１０月１２日だが、それより５日前に、あちらこちらで死魚の浮上が認められるようになり、通報を受けた愛媛県と伊方町は、四国電力の職員をともなって、ひそかに調査していたことも判明している。そうした事実は、県や町も、魚の大量死が伊方原発と関係あるのではないかと疑っている何よりもの証拠であろう。

これまでの４回の大量死の際も、県などはその原因が赤潮や病原菌にあるとして、原発との関係を否定し続けてきた。ただ、３回目の際には、県が組織した「三崎半島伊予灘海域漁場環境調査研究グループ」が、「こんご調査しないと、原発と無関係とは言い切れない」と発表していた。しかし、その後の調査経過や結果も発表されることもないままに、今回も含め２度の大量死が発生したのである。

今回も県は、「死魚から連鎖球菌がみつかったので、原因は菌にあると考えている」と発表し、同時に、「なぜ菌が発生したかなどのメカニズムは、調査研究グループの学者にやってもらわねばならない」と逃げの姿勢で切り抜けようとしている。しかし、大量死は伊方原発運転以後にあらわれた現象であり、今回も含め、大量死が伊方原発の定期検査時に発生していることからも、原発が関係している可能性はきわめて高い。

それを裏付けるように、大成地区の漁師の小島さんは、次のように話しているという。「６日夜に釣りに出掛けた時、何ともいえん鼻をつく臭いがして、気分が悪くなり帰った」と。そして県も、「化学薬品や洗剤などの検査については不明だ」とのべている。

１０月１５日～１６日に、京都大学漁業災害研究グループのメンバーも、問題の海域や魚体の調査を行なった。その結果は、「まだ何とも云えないが、イワシが回転しながら死んでいくところを何度か目撃したことから、神経系に強い影響を受けている、と考えられる。また、前回調査の際と時期はズレているが、海藻のホンダワラ（磯魚の産卵場となる）の数が極端に少なくなっている」と。

三崎半島の伊予灘海岸各地の漁師さんたちは、「原発がくるまで、こんなことは起きなかったし、取れる魚類も磯物が少なくなり、その上、魚も安く買い叩かれる。それなのに県や町は、魚の大量死と原発とは関係ない、というだけで、いつも十分な調査をしていない」と、不安と怒りを訴えているという。

会計報告（'89.10／1～10／31）

収　入	
会　費	15,000
ニュース講読料	91,000
カンパ	26,000
コピー代金	4,480
計	136,480
支　出	
ニュース印刷代	16,480
郵送料	10,559
振替手数料	620
資料費	250
リース料	10,300
コピー料	15,816
２号炉公判援助費	30,000
計	84,025
差　引	52,455
積立金合計	2,641,748

伊方訴訟ニュース

第195号
1989年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

－２号炉第３９回公判－
「伊方原発上空は飛行機銀座だ」
「作為証拠」の國側釈明も厳しく追及

１０月１２日開かれた２号炉公判廷では、四電関係者らしい人たちが傍聴席の３分の１ほどを占める。福井地裁が「もんじゅ」裁判で下した門前払い判決を名古屋高裁金沢支部が覆したこともあり、裁判所の原発に対する姿勢が気掛かりなのであろうか。

開廷後、まず國側が当日付けの二つの準備書面（証拠の認否と釈明）をいつものように、読まないままに「陳述」。これに対し、原告席から近藤さんが立ち、國側が提出した「釈明」が、住民側の「求釈明」の答えに全くなっていない、と追及。

今回國側が提出した「釈明」は、昨年２月１６日に、原告住民側から出された「求釈明」に対するものである。その「求釈明」で住民側は、國側が証拠として法廷に提出した四電の設置許可申請書添付書類の内容が、重要な点で、公開されている書類と違っているのはなぜか、と尋ねた。その違いというのは次の点であった。

公開されている四電の添付書類の「補正書」には、「原子炉の制御」の項に、「出力分布調整用制御棒クラスターは、落下させた場合、正の反応度が添加されることもある」（傍線は原告）という記述があるのに、國側が証拠として提出した四電の添付書類や、その「補正書」のどちらにも、その部分がない。住民側は、こんな重要なことが証拠からすっぽりと抜け落ちているのはなぜかを明確に釈明してほしいと要求していた。

ところが國側は、この「求釈明」を無視し続け、前回の公判で住民側から、「答えないというのなら、証拠に作為的な訂正をした、と云わざるをえない」と詰め寄られ、裁判長からも「その証拠を検討し説明を出してほしい」と云われ（「訴訟ニュース」第１９２号参照）、やっと今回、しぶしぶ「釈明」の文書を提出したのである。

その「釈明」をめぐって、住民側と國側、それに裁判長も加わって、以下のような激しい応酬が交わされた。

住民側　この「釈明」は、次の２点で、全く回答になっていない。

第１点は、「四国電力の文書を一部抜粋して書証としたから、問題の箇所を出さなかった」と釈明していること。これは、私たちが指摘した部分が証拠で抜け落ちていることを認めてはいるが、どうしてそういう操作をし

たのか、という肝心な点については何も答えていないではないか。私たちが釈明を求めてからすでに１年８ヵ月も経っているのに、こんな返事しかもらえないようでは、裁判も進まないではないか。

第２点は、指摘した「制御棒の項」以外については、抜粋した部分に変更がないのかが全く分からないではないか。

國側　四国電力の設置許可申請書添付書類については抜粋しか出していない。

住民側　どの部分だけを、どうして抜粋したのかを問うているので、それでは答えになっていない。

國側　そのことについては、本件審理と関係ないから釈明の要を見ないと云ってきた。

住民側　提出した証拠が、最終的に変更されたのかどうか答えないままでは裁判は進まない。たとえば、四電の添付書類では、蒸気発生器細管破断を想定した「仮想事故」の際の放射性ヨー素放出量は、「補正」によってもとの半分以下、甲状腺被曝線量は４分の１以下に切り下げられている。そうした重要な変更が、國側提出の証拠に記載されているのかどうかを答えてほしいと云っているのだ。

國側　そもそも原告らの求釈明は、「出力調整運転実験」の主張との関連で出されたもので、その主張自体が本件安全審査と関係ないと、すでに答えてきている。原告らは、１年８ヵ月も被告が逃げてきたと云うが、時間の空費の原因は、原告らが本筋と関係ない主張を繰り返してきたことにある。

裁判長　原告が提起した第１点については「抜粋したが変更はない」と理解しているがそれでいいのか。

國側　変更されているが、抜粋の際にその部分を出さなかったということ。

裁判長　第２点については、提出されている証拠に基づいて審査したということか。

國側　その通り。

住民側　指摘した部分以外は「変更なし」と理解していいのか。

國側　そうは云っていない。四国電力が提出した資料に基づいて安全審査したと云っている。

住民側　こちらから聞くまで、何に基づいて審査したのか分からない、というようなことでは、どこを見て裁判をやっていいか分からないではないか。

國側　こちらに必要な箇所だけ抜粋して出すことにしている。抜粋したのは、原本が大部分のと、原告の人数が多いためと聞いている。裁判所からの要請があれば、安全審査に使われた四国電力の添付書類の完全なものを「参考資料」として裁判所に出してもいい。

住民側　そのことは評価するが、それでいいのかどうかは皆で相談する必要がある。

裁判長　ともかく提出されたものを見てからにしてはどうか。

住民側　三崎半島のさきから保内までの４０キロの範囲に散在している原告らに、裁判所まで見にこいというのか。

裁判長　裁判所でまず判断する。

住民側　國側が証拠として提出した「補正部分」には、８－４から８－１１頁までが抜けているが、その部分には変更がないのかどうか、それだけは次回に答えてほしい。

裁判長　裁判所で検討します。次の公判までに裁判所に提出できますか。

國側　提出します。

住民側　なぜ裁判所と被告とで話をつけ、原告が取り残されるのか。

裁判長　民事訴訟では、本来、当事者が必要なものを証拠として出せばいいことになっている。しかし、今問題になっている点は微妙だし、原告の云うことも分かるから、全文を提出してもらうことにした。それでいいのではないか。

住民側　裁判所での「検討」の内容が分からない。原告全員にわたっている証拠については、補正の有無を全員に知らせるのは当然ではないのか。

裁判長　よく分かるので、全員に渡す必要があるかどうかも含めて検討する。

住民側　一応今回は、裁判所の判断に期待して、この問題を終わることにする。

ついで近藤さんが立ち、前回公判の際に提出してあった準備書面を陳述。その書面は、さる６月に発生した二度目の航空機墜落事故を取り上げた住民側の主張と、それに関係した「求釈明」とからなる内容のものであった（「訴訟ニュース」第１９３号に全文掲載ずみ）。

近藤さんは、一つ一つ具体的な事例をあげて、伊方原発上空が、文字どおりの「飛行機銀座」であり、「航空機の通路でないので、安全審査でも、墜落の危険を考える必要はないと判断した」との、これまでの國側の主張が、いかに事実に反したデタラメであるかを痛烈に論破した。

近藤さんがあげた事例には、次のようなことが含まれていた。米軍機や自衛隊機が岩国基地から高知沖の演習空域に向う通路であることは、相変わらず原発上空を飛行していることから明らかであること。また、民間航空機の航路にもなっており、「原発上空は飛行しないことになっている」どころか、実際に、伊方原発を真下に見た乗客が驚いて通報してきたこと。

さらに、原告団が入手し近藤さんが法廷で示した航空関係の地図にも明記されているように、民間航空機の訓練空域（南北３６キロ東西１５キロ）が伊方原発上空に設けられていること。しかも、その空域は、伊方原発の建設以前から設定されており、そのことを承知の上で原発の設置を許可したことは明らかなこと、などである。

事態の深刻さに、裁判長ら三人の裁判官も打たれた様子で、書面や近藤さんが示す地図を見ながら、近藤さんの訴えに聞き入っていた。

最後に近藤さんは、「こうした危険を無視した本件安全審査は、審査の名に値しない。即刻、本件許可処分を取り消すべきである」と結び、法廷内に期せずして拍手が起こる。

次回公判を来年２月２２日ときめ、閉廷。

伊方原発沖で
５度目の魚大量死

１０月１２日、三崎半島沿いに伊方原発沖を中心とした東西２５キロにわたる瀬戸内海で、魚が大量死していることが表面化し、地元に大きな衝撃を与えている。

同所一帯で魚の大量死が始まったのは、８年前の１９８１年の秋からで、その後、１９８３年の秋、１９８５年の夏、さらに昨年９月と相次ぎ、今度で５度目の出来事である。

今回の死魚の数は、これまでより少ないようであるが、沿岸の湾内や沖合でイワシ、ホゴ、アイゴ、メバル、タチウオなど、多くの